○国土交通省令第六十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項において読み替えて準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条第三項、第六条の二、第六条の三、第六条の四第一項、第二十九条の三第一項及び第二十九条の四第一項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則等の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線を囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第十七条、第四十五条関係）

製造に係る予備検査	（略）	（略）
	ふん尿等処理装置	1個につき　57,300円
	硫黄酸化物放出低減装置	1個につき　305,100円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	1個につき　62,900円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	1個につき　62,900円
	（略）	（略）
改造、修理又は整備に係る予備検査	（略）	（略）
	ふん尿等処理装置	1個につき　28,600円
	硫黄酸化物放出低減装置	1個につき　156,800円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	1個につき　33,100円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	1個につき　33,100円
	（略）	（略）

備考　（略）

別表第一の二（第十七条、第四十五条関係）

製造に係る	（略）	（略）
	ふん尿等処理装置	1個につき　57,100円
	硫黄酸化物放出低減装置	1個につき　304,900円

改正前

別表第一（第十七条、第四十五条関係）

製造に係る予備検査	（略）	（略）
	ふん尿等処理装置	1個につき　57,300円
	（略）	（略）
改造、修理又は整備に係る予備検査	（略）	（略）
	ふん尿等処理装置	1個につき　28,600円
	（略）	（略）

備考　（略）

別表第一の二（第十七条、第四十五条関係）

製造に係る	（略）	（略）
	ふん尿等処理装置	1個につき　57,100円